5 清清三中発第 1 1 1 0 号 令和 6 年 3 月 6 日

清瀬市教育委員会 殿

学校名 清瀬市立清瀬第三中学校 校長名 井 上 隆

令和6年度 特別支援教室の教育課程

標記の件について、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室の教育課程を下記のとおり届け出ます。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 生徒一人一人が、自身の障害の状態や困り感を正しく理解し、その改善又は克服に取り組み、自立と社会参加に必要な力を育成する。
- (2) 在籍学級で他の生徒と共に有意義な学校生活が送れるよう、主体的に取り組む態度を伸長させる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・生徒の実態に応じた指導を行うために、適切な指導形態を設定し、課題に応じた教材や題材 を用いるなど指導方法を工夫する。
- ・興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができ る指導内容を設定する。
- ・自己の得意な面を更に伸ばす。
- ・障害による学習上の困難がないよう教室環境を整える。必要に応じて周囲の人に支援を求めることができるような指導内容を段階的に取り入れる。

3 指導の重点

- ・発達検査の結果を参考にし、本人の特性及び保護者の希望、家庭環境等の実態を把握する。
- ・学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、計画的に課題の克服、長所の伸長を進める指導を展開する。
- ・自立活動の6区分のうち、障害特性を踏まえ「心理的安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」を中心に個別指導を行う。また、個別指導で養った対人関係のスキルを小集団で行うゲームや日常生活場面に般化させていく。
- ・障害による学習上又は生活上の困難の克服や改善を目的とし、読み・書き・計算のベースと なる認知力を高めたり、苦手な側面を養う方略を身に付けたりできるよう指導する。

4 その他の配慮事項

- ・在籍学級において、特別支援教室で指導された内容の実施状況の把握とフォローアップを行い、特別支援教室利用生徒への一貫した指導・支援を展開する。
- ・臨床心理士やSCの専門性を生かし、定期的に特別支援教室利用生徒の実態把握を行い、 指導、支援方針の確認、修正を行う。
- ・年3回の保護者面談を実施し指導内容や実施状況を共有する。また、保護者と在籍学級での 支援の方向性について合意形成を図る。